



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2013年12月1日

トピックス

高齢者の雇用状況が公表されました!!



厚生労働省から「平成25年高齢者の雇用状況集計結果」が公表されました。

65歳まで雇用の企業は、過去最高の66.5%でした。

65歳までの継続雇用を企業に義務付ける改正高齢者雇用安定法が4月に施行され、大企業を中心に急速に取り組みが進んだ結果と言えます。

■ 高齢者雇用確保措置の実施状況 ■

高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は92.3%

- ・中小企業(従業員31人~300人規模。以下同じ)では91.9%
- ・大企業(従業員301人以上規模。以下同じ)では95.6%

※ 平成25年4月に制度改正(継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止)があった。

「実施済み」の企業の割合は、制度改正前より5.0ポイント減少し、上記のとおり92.3%となった。

一方、「未実施」の企業の割合は、制度改正前より5.0ポイント増加し、7.7%となった。

■ 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況 ■

① 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は66.5%(前年比17.7ポイント増加)

- ・中小企業では68.5%(同16.8ポイント増加)
- ・大企業では48.9%(同24.6ポイント増加)

※ 平成25年4月の制度改正により大幅に増加した。特に大企業では倍増。

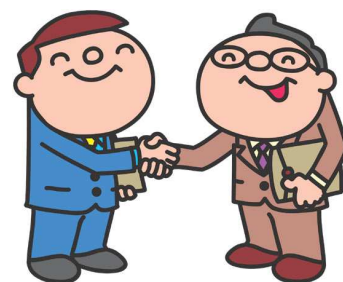
② 70歳以上まで働ける企業の割合は18.2%(同0.1ポイント減少)

- ・中小企業では19.0%(同0.1ポイント減少)
- ・大企業では11.0%(同0.1ポイント減少)

■ 今後の取り組み ■

① 平成25年4月の制度改正の影響もあり、雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)が11,003社にのぼることから、都道府県労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

② 少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。



平成25年4月の制度改正は、継続雇用制度の導入により高齢者雇用確保措置を講ずる企業のうち、継続雇用制度の対象者を限定する基準を労使協定で定めていた企業に大きな影響を及ぼしたようです。それが、上記の結果に表れています。また同じ調査で、定年を迎えた人の7~8割は継続雇用を希望したとの結果が出ています。65歳までの雇用が普通になってきた今、賃金カーブや勤務体系の見直しが急務となっています。

皆さんは労働安全衛生法をご存じでしょうか。労働基準法や労働者災害補償保険法は身近な法律だと思います。労働災害が発生してしまったときの補償関係を定めた法律が労働基準法であり、その補償を保険でカバーする労災保険について定めた法律が労働者災害補償保険法です。労働安全衛生法は、これら労働災害を防止（予防）するための法律です。労働災害防止のためにまず必要となるのが、安全衛生管理体制の構築なのです。

安全衛生推進者等の選任

安全衛生推進者を選任すべき事業場		衛生推進者を選任すべき事業場	
業種	事業場の規模	業種	事業場の規模
建設業、運送業、清掃業、製造業、商品卸売業、商品小売業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業 等	10人以上 50人未満	左記以外の全ての業種	10人以上 50人未満

*選任は14日以内に…

安全衛生推進者等の選任は、事業場規模が定められた規模に達する等により、選任すべき事由が発生した日から、14日以内に行ってください。

*事業場内で周知を…

選任後は、当該安全衛生推進者等の氏名を作業場の見やすい箇所に掲示する、腕章をつけさせる、特別の帽子を着用させる等により、労働者に周知を行うことが必要です。



安全管理者、衛生管理者等の選任と報告

安全管理者		衛生管理者		産業医	
業種	事業場の規模	業種	事業場の規模	業種	事業場の規模
上記と同様の業種	50人以上	全ての業種	50人以上	全ての業種	50人以上

*選任は14日以内に…

*遅滞なく報告を…

選任後は、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署に遅滞なく報告してください。

その他に、屋外的業種は労働者100人以上などの要件を満たすと総括安全管理者の選任が必要になりますし、50人以上規模の事業所では安全委員会・衛生委員会の設置が必要になってくる場合があります。

安全衛生管理体制を確立することは、会社の安全衛生管理の根幹となります。あなたの大切な従業員が安全に、かつ健康に仕事ができるような体制づくりが急務です。ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。

あとがき◆つちはし事務所より

☆今年も、あと1か月となりました。年末調整、賞与支給、年賀状の準備等々、何かと忙しい季節です。しかし、そんな時こそ忘れてはいけないのは、職場の安全への配慮。忙しさに追われた、ちょっとした確認漏れが事故や怪我を引き起こすキッカケになることも。今月は、つい忘れがちな職場の安全管理体制について取り上げました。あまり知られていませんが、10人以上の労働者がいる事業所は、安全衛生推進者か衛生推進者を選任する義務があります。そして選任したら「衛生推進者は◎◎さんです」と職場に掲示するなどの対応が必要です。対応できていないと、監督署の是正勧告を受けることもあります。詳しい対応策をお知りになりたい方は、つちはし事務所までお問い合わせください。

☆今年の4月から法改正により、ほぼ65歳までの雇用が義務づけられましたが、皆様の会社では継続雇用者の処遇の問題は解決済みでしょうか？ 就業規則は直したけれど、年金が出てこない世代の賃金は今までと同じように金額を下げていいのだろうか？ と処遇の問題でお悩みの会社も多いようです。高齢者の処遇の見直しはこれからが本番。定年後の賃金や身分など高齢者の処遇の問題でお困りの場合は、つちはし事務所までお問い合わせください。